

公益社団法人京都府青少年育成協会定款の一部改正新旧対照表

現 行	改 正 (案)
<p>第9章 公告の方法 (公告の方法)</p> <p>第40条 この法人の公告は、電子公告により行う。</p> <p>2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、京都府において発行する京都新聞に掲載する方法による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p>	<p>第9章 公告の方法 (公告の方法)</p> <p>第40条 この法人の公告は、電子公告により行う。</p> <p>2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、京都府において発行する京都新聞に掲載する方法による。</p> <p><u>第10章 補則</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第41条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この定款は、令和元年6月18日から施行する。</u></p>